

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成29年6月21日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時53分

出席者 委 員 委員長 千葉正弘
坂東一敏 古沢ちい子 関口孫一郎
福富善明 永田武志 梅澤米満
中島克則
議 長 海老原恵子
傍聴者 大谷好一 青木一男 針谷育造
広瀬昌子 小久保かおる 白石幹男
針谷正夫 大出三夫 大阿久岩人
入野登志子 天谷浩明 大武真一
岡 賢治 福田裕司

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦
主 査 藤澤恭之 主 任 岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産業振興部長	高崎	尚之
教育部長	高橋	一典
生涯学習部長	鵜飼	信行
商工振興課長	増山	昌章
観光振興課長	癸生川	亘
農業振興課長	秋間	広行
農林整備課長	横尾	英雄
産業基盤整備課長	澁江	和弘
大平産業振興課長	大杉	栄
岩舟産業振興課長	苗木	裕
参事兼学校教育課長	島田	芳行
学校施設課長	坂田	知司
保健給食課長	中田	勉
公民館課長	三柴	浩一
文化課長	大塚	治男

平成29年第2回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成29年6月21日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第56号 市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）
- 日程第 2 議案第57号 市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）
- 日程第 3 議案第63号 栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第70号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 5 議案第75号 小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託について
- 日程第 6 議案第71号 財産の処分について
- 日程第 7 議案第72号 財産の処分について
- 日程第 8 議案第73号 財産の処分について
- 日程第 9 議案第59号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）
- 日程第10 陳情第 1号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情
- 日程第11 陳情第 3号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（千葉正弘君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（千葉正弘君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（千葉正弘君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第56号、議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第56号 市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）及び日程第2、議案第57号 市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）の議案2件につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚文化課長。

○文化課長（大塚治男君） 皆さん、おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第56号及び議案第57号につきましてご説明申し上げます。

最初に、議案第56号 市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）につきましてご説明申し上げます。議案書は53ページから54ページ、議案説明書は13ページから14ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の13ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市栃木文化会館、大平文化会館、藤岡文化会館、都賀文化会館の管理を行わせる指定管理者を株式会社ケイミックスパブリックビジネスに指定することについて、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって指定したので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるとでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書により説明をさせていただきますので、議案書の53ページをお開きください。

議案書53ページにつきましては、市長の専決処分事項の承認についての提出議案であります。

次の54ページにつきましては、専決第4号 指定管理者の指定に関する専決処分書でございます。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市栃木文化会館、栃木市大平文化会館、栃木市藤岡文化会館、栃木市都賀文化会館の4館です。

2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、東京都港区虎ノ門2丁目2番5号、名称、株式会社ケイミックスパブリックビジネス。代表者、代表取締役橋本鉄司であります。

3の指定期間につきましては、公共文化施設管理運営部門を分社化する前の指定管理者である株式会社ケイミックスの残留期間で、平成29年4月3日から平成31年3月31日までであります。

続きまして、議案第57号 市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）につきましてご説明申し上げます。議案書は55ページから56ページ、議案説明書は15ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、議案説明書の15ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市岩舟文化会館の管理を行わせる指定管理者を株式会社ケイミックスパブリックビジネスに指定することについて、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって指定したので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるものでございます。参照条文につきましては、議案第56号と同様でございます。

続きまして、議案書によりご説明をさせていただきますので、議案書の55ページをお開きください。議案書55ページにつきましては、市長の専決処分事項の承認についての提出議案であります。

次の56ページにつきましては、専決第5号 指定管理者の指定に関する専決処分書であります。指定管理者の指定の内容でございますが、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市岩舟文化会館です。

2の指定管理者に指定する団体及び3の指定期間につきましては、議案第56号で説明させていただいた内容と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） おはようございます。1点だけお伺いしたいと思います。

これ、専決処分ということなのですが、指定期間が今年の4月3日から平成30年3月31日ということでございますけれども、なぜこれは専決にしなければならなかったのか。時間的いとまがないから専決にしたのだよということなのですかけれども、例えば3月議会とか、そういったものはできなかったのでしょうか、お伺いします。

○委員長（千葉正弘君） 大塚課長。

○文化課長（大塚治男君） ケイミックスパブリックビジネスへの公的部門の分社の日付が4月3日という期間からだったものですから、3月の議会の時点ではちょっとまだ分社化されていないということで、そのときにはちょっと議会には諮れなかったということで、今回市長専決に基づきまして議会で報告をさせていただいたというような経緯でございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうしますと、この株式会社ケイミックスの分社化の都合だったということですか。

○委員長（千葉正弘君） 大塚課長。

○文化課長（大塚治男君） 4月3日の時点で分社化されたものですから、以前の指定管理者のケイミックスから、4月3日の時点で新たに分社化されたケイミックスパブリックビジネスのほうに指定管理が移行したというか、残留期間を引き受けたというような形になったものですから、ということでございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解をいたしました。分社化の都合ということで。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないということですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声がありますので、省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから順次採決いたします。

初めに、議案第56号 市長の専決処分事項の承認についてを採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 市長の専決処分事項の承認についてを採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり承認すべきものと決定いた

しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第3、議案第63号 栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） ただいまご上程をいただきました議案第63号 栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は66ページからになります。議案説明書は19ページであります。

初めに、議案説明書からご説明を申し上げますので、議案説明書19ページをごらんください。提案理由であります。中小企業、小規模企業の振興に必要な施策を計画的かつ総合的に推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与するために、本条例を制定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第62号と同じであり、自治法第96条の議決事件ということになります。

それでは、議案書の67ページをごらんいただきたいと思っております。条例の内容についてご説明をいたします。まず、前文であります。本市の商工業における歴史的、地域的な背景について触れた後、中小企業、小規模企業は本市の経済を支え、雇用をつくり出してきたという基本的な認識をここに記しております。

続きまして、中小企業、特に小規模企業は、少子高齢化や都市と地方との格差の拡大といった状況により、厳しい経営環境にあるという現状を踏まえて、こうした企業による事業の継続や発展は市として欠かすことができないものであり、中小企業者自身、そして関係機関、市民、市などがそれぞれの役割を明らかにして、連携して振興を図っていくことを強く表明したものでございます。

第1条につきましては、条例の目的でありまして、基本理念、市の責務などの基本的な事項を定めることにより、必要な施策を計画的かつ総合的に推進し、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与するということを目的とするというものであります。

68ページでございます。第2条につきましては、用語の定義でございます。

69ページをごらんください。第3条では7つの基本理念を定めております。第1号では、中小企業者は本市の発展及び市民生活の向上に資する重要な経済主体であるという認識に基づき、振興を図るということ。第2号では、中小企業者の方自身の自主的な努力を基本として振興を図るということ。第3号では、中小企業者、関係機関と市民及び市が連携を図りながら振興を図るということ。

第4号では、中小企業者が供給する原材料・製品・サービス等の積極的な利用の促進を図ること。第5号では、本市の農業・観光を含めた地域資源が有効に活用されるよう振興を図ること。第6号では、創業を積極的に支援すること。第7号では、特に小規模企業者についてはその特徴を生かすとともに、経営資源の不足、経営の脆弱性を補い、事業の継続的な発展が図られるよう配慮しつつ振興を図ることを定めております。

第4条では、市の責務として、関係施策の実施、国・県等の施策に関する情報提供、関係機関等の連携、受注機会の増大を定めております。

70ページでございますが、第5条では中小企業者自身の努力について、第6条では商工団体の役割、第7条では金融機関の役割、次の71ページになりますが、第8条では大企業者の役割、第9条では教育機関の役割、第10条では労働団体の役割、そして第11条では市民の役割を定めさせていただいております。

次の第12条では、市の財政上の措置といたしまして、施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるということにさせていただいております。

次の第13条でありますが、ここでは市は中小企業、小規模企業の振興に関する指針を定めるとさせていただきます。

次に、72ページでございます。第14条では、市が講ずるべき基本的施策として11の施策を定めております。この中では、現在実施しております施策のほか、伝統的技能などの継承、地域資源を活用した事業活動、販路開拓の促進、創業支援、事業承継、農商工連携、災害時の対応なども視野に入れております。

次に、73ページでございます。第15条では、小規模企業者への配慮として、市が小規模企業者支援のために必要な施策を講ずることとしております。

第16条では、市は栃木市中小企業・小規模企業振興審議会を置くこととしております。

最後であります。条例の施行期日につきましては、議会の議決をいただいた後、公布の日から施行したいというものであります。

以上で条例の説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉正弘君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 第16条、栃木市中小企業・小規模企業振興審議会、これは何名ぐらいの人数で設置する予定であるのかお聞かせください。

○委員長（千葉正弘君） 増山課長。

○商工振興課長（増山昌章君） お答えをいたします。

この審議会につきましては、現在この条例を昨年度策定するに当たりまして設定いたしました中

小企業・小規模企業振興会議というものがございまして、その後継の機関として条例で設置していきたいというものでありまして、昨年同様15名の委員で構成したいというふうに現時点では考えております。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声がありますので、省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第63号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第70号、議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第4、議案第70号 財産の無償貸付けについて及び日程第5、議案第75号 小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託についての議案2件につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から説明を求めます。

秋間農業振興課長。

○農業振興課長（秋間広行君） ただいまご上程をいただきました議案第70号及び議案第75号につきまして一括して説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第70号 財産の無償貸付けにつきましてご説明をいたします。議案書は92ページ及び93ページ、議案説明書は56ページ及び57ページになります。

まず初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の56ページをごらんになってください。提案理由でございまして、栃木県南地方卸売市場の敷地及び施設として土地、建物、設備及び附属施設を荒井商事株式会社に無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書につきましてご説明をいたしますので、議案書の92ページをごらんください。こち

らが提出議案でございます。まず1として、無償で貸し付ける財産の表示でございますが、(1)の土地につきましては小山市大字下河原田字川福地954番、宅地5,072.00平米ほか59筆、9万8,780.64平米でございます。

続きまして、(2)の主である建物、附属建物、設備、附属施設についてご説明いたします。建物につきましては、市場中央棟でありまして、1階は卸売り場、仲卸売り場、関連店舗等で構成されており、総床面積が1万3,632.74平米でございます。2階は卸売業者、仲卸売業者、関連業者それぞれの各事務所で構成されておりまして、総床面積は4,404.07平米でございます。3階は管理事務所、共用施設等で構成されており、総床面積は1,183.05平米でありまして、中央棟の延べ床面積につきましては合計で1万9,219.86平米となります。

次に、附属建物の花卉棟でございますが、1階は卸売り場、仲卸売り場、簡易保管施設等で構成されており、総床面積が1,765.25平米で、2階は卸売業者事務所458.0平米でありまして、延べ床面積2,223.25平米でございます。また、附属建物の冷蔵倉庫は、青果105平米、水産1,087.50平米とそれぞれございまして、そのほかに作業所、倉庫、守衛所、車庫、ごみ集積所があり、設備、附属施設につきましては記載のとおりでございます。

次に、2といたしまして、本共有財産における栃木市の持ち分でございますが、1万分の2,909となります。これは現在の構成市町の負担割合と全く同じでございます。

次に、3といたしまして、無償で貸し付ける期間ですが、平成29年10月1日から平成34年9月30日の5年間の期間です。

4の無償貸し付けの相手方につきましては、神奈川県平塚市紅谷町17番2号、荒井商事株式会社、代表取締役荒井亮三でございます。荒井商事につきましては、現在当市場の指定管理者でございます。

5の無償貸し付けの条件といたしまして、無償で貸し付ける敷地及び施設は栃木県南地方卸売市場として使用するものとし、他の目的に供してはならないことを条件にしております。

ここで、大変申しわけございませんが、議案説明書の57ページをごらんになってください。本市場の位置図と、無償で貸し付ける箇所図及び土地利用の配置図が示してございます。下の貸し付け箇所図の太い線の内側が栃木県南公設地方卸売市場の敷地11万1,327.8平米でございます。薄く着色している敷地の部分が、栃木県南公設地方卸売市場事務組合と栃木県中央食販株式会社において平成23年4月から平成63年3月の40年間の期間、定期借地権設定契約を締結し、有償で現在栃木県中央食販株式会社が精米工場及び精米倉庫として利用している敷地1万2,547.16平米でございます。これを除く9万8,780.64平米につきましては、所有権を持つ構成3市2町が10月1日から荒井商事株式会社に無償で貸し付ける予定の敷地でございます。

なお、栃木県中央食販との定期借地権設定契約については双方合意のもとで解約となることから、今般民営化を進めるに当たりまして契約解除に向けて事務組合が交渉を交わしてきましたが、結果

的には交渉は決裂し、本契約は事務組合解散及び財産取得の議決によりまして、定期借地権及び財産使用料等は構成3市2町へそのまま引き継がれることとなります。このようなことから、土地の貸し付けにつきましては、荒井商事株式会社へ5年間無償で貸し付ける土地と、平成63年3月まで栃木県中央食販株式会社へ有償で貸し付ける土地の2本立ての形となります。今回6月議会において審議をいただく案件は、荒井商事へ5年間無償で貸し付けます敷地の部分についてでありますことを申し添えておきます。

続きまして、議案第75号 小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託についてご説明をいたします。議案書は99ページから106ページ、議案説明書は85ページ及び86ページになります。

まず初めに、議案説明書からご説明をいたしますので、議案説明書の85ページをごらんになってください。提案理由でございますが、栃木県南地方卸売市場が開設されるに当たり同市場に関する事務委託をすることについて、地方自治法第252条の14第1項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書につきましてご説明をいたしますので、議案書の99ページをごらんください。こちらが提出議案でございます。

次に、議案書の100ページをごらんください。こちらが小山市と栃木市の栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託に関する協議書でございます。

次に、議案書の101ページをごらんください。小山市と栃木市との栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託に関する規約となります。まず第1条では、委託事務の範囲を定めておりまして、(1)といたしまして、103ページから104ページの別表1に掲げる市場の土地及び105ページから106ページの別表2に掲げる市場の主である建物、附属建物、設備及び附属施設の管理移行について。(2)といたしまして、財政融資資金借入金に係る元利金の償還、いわゆる起債の償還事務について委託事務の範囲として定めてございます。

第2条では、事務の管理及び執行について、小山市の条例、規則等の規定に定めるところによるものとしております。

第3条では、事務委託に係る経費の負担及び予算の執行について定めをしており、第1項におきまして、これに必要な経費、具体的には1万分の2,909、29.09%分を、経費のうち栃木市が小山市に交付するものとしております。また、同条第2項におきまして、必要な経費の額及び交付の時期は小山市長と栃木市長が協議をして定め、小山市長は委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を栃木市長に通知しなければならないと定めてございます。

第4条では、予算の計上の規定を設け、小山市長は委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、新たに小山市が設けます栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出予算において計上するものと定めてございます。

第5条では、使用料の規定を設けまして、委託事務の管理及び執行に伴い、徴収する使用料等の収入については、第3条第1項に規定する経費に充てるものと定めてございます。

第6条では、予算の繰り越しに関する規定を設け、小山市長は各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における委託事務の管理執行に要する経費として繰り越して支出するものと定めてございます。

第7条では、決算の措置の規定を設けております。

102ページをごらんください。小山市長は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表するときは、あわせまして当該決算の委託事務に関する部分を栃木市長に通知するものと定めております。

第8条では、条例等制定等の措置についてでございますが、小山市長は、委託事務の管理及び執行について適用される小山市の条例等が制定され、または改廃されたときは直ちに栃木市長に通知し、さらに第2項におきまして、栃木市長は、前項の規定による通知を受けたときは直ちに当該条例等を公表しなければならないと定めております。

第9条では、補足を設けてございます。

また、附則においては、1として、平成29年10月1日から規約を施行するものとし、2として、本規約告示の際の委託事務に関する小山市の条例等が栃木市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとし、3として、委託事務の全部または一部を廃止する場合の打ち切り決算並びに決算に伴って生じます余剰金の取り扱いを示してございます。

続きまして、103ページから106ページの別表1及び別表2のご説明でございますが、こちらにつきましては、平成29年第1回市議会定例会で議決をいただきました議件、栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分におきまして既にご説明をしておりますので、今回は説明を省略させていただきます。

以上が小山市と栃木市との栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託にかかわる規約の主な内容でございます。

なお、本市のほか下野市、壬生町、野木町が本市同様の議案を、小山市については栃木県南卸売市場に関する事務の受託側となることから、財産の無償貸し付け及び本市、下野市、壬生町、野木町とのそれぞれ地方公共団体との事務の受託について6月議会に提案しているところでございます。

これで議案第70号及び議案第75号につきましてご説明を終わりにいたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声があります。省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから順次採決いたします。

初めに、議案第70号 財産の無償貸付けについてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第71号～議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第6、議案第71号 財産の処分について。日程第7、議案第72号 財産の処分について及び日程第8、議案第73号 財産の処分についての議案3件につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から説明を求めます。

澁江産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（澁江和弘君） ただいまご上程いただきました議案第71号、第72号、第73号を一括して説明いたします。

それでは、議案第71号 財産の処分についてご説明をいたします。議案書は94ページ、議案説明書は58ページから68ページです。

まず初めに、議案説明書から説明いたしますので、58ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市千塚町地内の土地を不二ラテックス株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

なお、処分します土地につきましては、土地区画整理事業施行中のため、不動産の調書としまして、次の59ページから66ページに従前の宅地155筆、66ページに整理後の宅地3区画をお示ししております。また、67ページが位置図、68ページが分譲区画図となっております。

続きまして、議案書の94ページをお開き願います。財産の処分の内容でございますが、現在千塚町上川原産業団地に土地区画整理事業施行中であり、換地処分の前のため、財産の処分につきましては地目及び所在については従前地の表示、面積については整理後の仮換地の面積となっております。

それでは、ご説明いたします。1の財産の表示は、種別は土地、地目は田ほか4地目、面積は4万3,430.39平米、所在は栃木市千塚町字庚申塚363番地の2ほか154筆でございます。

2の売却方法につきましては、随意契約による売却でございます。

3の売買予定価格は、6億5,145万5,850円でございます。

4の売却相手は、東京都千代田区神田錦町3丁目19番地1、不二ラテックス株式会社、代表取締役伊藤研二でございます。

続きまして、議案第72号 財産の処分についてご説明をいたします。議案書は65ページ、議案説明書は69ページから74ページです。

まず初めに、議案説明書からご説明いたしますので、69ページをお開き願います。提案理由であります。栃木市千塚町地内の土地を株式会社健信に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

なお、処分する土地につきましては、先ほど同様、土地区画整理事業施行中のため、不動産の調書といたしまして、69ページから72ページに従前の宅地55筆、72ページに整理後の宅地2区画をお示ししております。また、73ページは位置図、74ページが分割区画図となっております。

続きまして、議案書の95ページをお開き願います。財産の処分の内容でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、現在当産業団地は区画整理事業の施行中であり、換地処分の前のため、財産の処分につきましては、地目及び所在については従前地の表示、面積につきましては整理後の仮換地の面積となっております。

それでは、説明いたします。1の財産の表示でございますが、種別は土地、地目は田ほか3地目、面積は1万6,833.98平米、所在は栃木市千塚町字上川原385番の2ほか54筆でございます。

2の売却方法は、随意契約による売却でございます。

3の売買予定価格につきましては、2億4,240万9,312円でございます。

4の売却相手は、北海道恵庭市戸磯201番地9、株式会社健信、代表取締役酒井信男でございます。

続きまして、議案第73号 財産の処分についてご説明をいたします。議案書は96ページ、議案説

明書は75ページから80ページでございます。

まず初めに、議案説明書からご説明いたしますので、75ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市千塚町地内の土地を大陽ステンレススプリング株式会社に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

なお、処分する土地につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、区画整理事業施行中のために、不動産の調書といたしまして、75ページから77ページに従前の宅地48筆、78ページに整理後の宅地を2区画お示ししております。また、79ページが位置図、80ページが分割区画図となっております。

続きまして、議案書の96ページをお開き願います。財産の処分の内容でございますが、これまで同様、説明しましたとおり、現在当団地は区画整理事業を施行中であり、換地処分の前のため、財産の処分につきましては地目及び所在は従前地の表示、面積については整理後の仮換地の面積となっております。

それでは、ご説明いたします。1の財産の表示は、種別は土地、地目は田ほか1地目、面積は1万6,741.00平米、所在は栃木市千塚町字阿寺倉479番ほか47筆でございます。

2の売却方法は、随意契約による売却でございます。

3の売買予定価格は2億4,025万3,658円。

4の売却相手は、東京都練馬区石神井町2丁目8番6号、大陽ステンレススプリング株式会社、代表取締役堺谷豊でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないということですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声がありますので、省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから順次採決いたします。

初めに、議案第71号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第59号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第9、議案第59号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工振興課長。

○商工振興課長（増山昌章君） ただいまご上程をいただきました議案第59号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）のうち所管関係部分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明をさせていただきます。補正予算書36、37ページをお開きください。5款1項1目労働諸費につきましてご説明をさせていただきます。補正額135万円の増額であります、中ほどの補正額の財源内訳欄の特定財源、国庫支出金につきましては、4月に交付決定がございました地方創生推進交付金であります。右の説明欄をごらんください。労働福祉事業費につきましては、国からの地方創生推進交付金を活用いたしまして、中小企業介護相談員派遣事業の周知。それから介護に関する研修会の開催等の講師謝金。またU I Jターンを推進する就活フェスティバルの充実。さらにハローワークと連携いたしまして、中高年向けの就職合同面接会の開催などのために増額をするものであります。

38、39ページをごらんください。6款1項3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額4,775万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。観光農園いわふね支援事業費につきましては、株式会社観光農園いわふねの経営に必要な資金として貸し付けを行うものであり、当面の債権者への支払いに要する資金投入と同時に、その後の資金繰りの安定化を図るため、栃木市観光農園施設整備等資金貸し付け要綱に基づきまして、貸付限度額の1億5,000万円のうち、旧

岩舟町におきました貸し付けによる貸付済額の1億225万円を除きました4,775万円を長期貸し付けするものであります。

6款1項5目農地費につきましてご説明いたします。補正額9,204万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1、事業名、西前原地区県営かんがい排水事業費負担金につきましては、本年度の県営事業費の増額に伴い、本市負担金額が増額したことによりまして増額をするものでございます。

次の県単独農業農村整備事業（栃木）につきましては、栃木市国府町地内の排水路が狭隘であるため、毎年湛水被害が生じているため、排水系統を変更し、県営かんがい排水路赤湊川に流す排水路の測量設計委託料、工事費及び大岩藤地区で実施しております県営農業水利施設保全合理化事業に関連してPCB廃棄処分及びネットフェンス工事を今年度実施する必要がありますことから、事業主体である大岩藤土地改良区に対する補助金を増額するものでございます。

次の市単独土地改良事業補助金（栃木）につきましては、先ほどのPCB廃棄処分に関しまして、PCBを揚水機場内で前処理し、処理施設へ運搬するまでの経費について、事業主体である大岩藤土地改良区に対し補助金を増額するものでございます。

次の市単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、栃木市大塚町地内を流れる県営かんがい排水路家中、大塚ののり面が崩れ、復旧工事を行う必要が生じたため、工事請負費を増額するものであります。

次の部屋南部地区かんがい排水事業費（栃木）につきましては、今年度当初予算において幹線排水路現況調査及び機能診断業務委託料を計上しておりますが、平成29年3月より建設工事関連業務委託の技術者単価が改正されたため、委託料を増額するものであります。

次の農業水利施設保全合理化事業負担金（栃木）につきましては、本年度の県営事業費の増額に伴いまして本市負担金が増額したことにより、増額をするものでございます。

次の市単独土地改良事業補助金（大平）につきましては、大平西部土地改良区の削井工事及び農業用井戸設置、大美間土地改良区の農業用井戸改修工事、伯仲水利組合が管理している農業用排水路改修工事に対する補助金を増額するものであります。

40、41ページをお開きください。6款2項2目林業振興費につきましてご説明をいたします。補正額516万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1、事業名、森林山村多目的機能発揮対策交付金につきましては、地域住民や森林所有者による里山林の保全管理や資源を利用する活動に対して支援を行うものでありまして、平成25年度より国費100%で実施してきましたが、平成29年度より支援割合が国75%、県12.5%、市12.5%となったため、16の活動組織に対する負担金を増額するものであります。

42、43ページをお開きください。7款1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は86万円の増額であります、中ほどの補正額の財源内訳欄の特定財源、国庫支出金につきま

しては、当初見込んでおりました地方創生交付金におきまして一部の事業が補助対象外となったため、減額であります。右の説明欄をごらんください。中小企業振興事業費につきましては、栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例に関するものでありまして、地方創生推進交付金を活用いたしまして、この条例を広く周知、啓発するためのパンフレットの作成、そして本年度策定予定の栃木市中小企業・小規模企業振興ビジョンの作成に係る印刷製本費を増額するものであります。

ビジネスプランコンテスト事業費につきましては、本市として初めてビジネスプランコンテストを開催するわけでありましたが、地方創生推進交付金を活用いたしまして、創業に関する講演会の開催やビジネスプランコンテストのチラシ、ポスター作成に係る印刷製本費、さらにケーブルテレビによる広告料等を増額するものであります。

続きまして、4目観光費につきましてご説明をいたします。補正額1,123万円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源の国庫支出金につきましては、横山郷土館外国人旅行者受け入れ環境整備事業費に対する国庫補助金、これは訪日外国人旅行者受け入れ基盤整備緊急対策事業費補助金というものでございます。及び栃木江戸料理誘客促進プロジェクト事業費に対する地方創生推進交付金であります。右の説明欄をごらんください。横山郷土館外国人旅行者受け入れ環境整備事業費につきましては、先ほどの補助金を活用いたしまして、横山郷土館の外国人旅行者受け入れ環境整備に係る事業費でありまして、解説板の作成委託料及び動画作成委託料、備品購入費などを増額するものであります。

次の栃木江戸料理誘客促進プロジェクト事業費につきましては、やはり地方創生推進交付金を活用いたしまして、栃木江戸料理を活用した誘客促進事業に係る事業費でありまして、栃木江戸料理誘客促進プロジェクト委託料を増額するものであります。

次の地域まちおこし協力隊活動事業費につきましては、地域おこし協力隊員の活動に係る事業費でありまして、報酬及び不動産賃借料、地域おこし協力隊事業サイト開設委託料を増額するものであります。

以上、7款1項4目観光費までの説明を終了させていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 三柴公民館課長。

○公民館課長（三柴浩一君） 続きまして、10款1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の48、49ページをお開きください。補正額は33万6,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源の国庫支出金につきましては適応指導教室運営事業費の委託金になります。右の説明欄をごらんください。適応指導教室運営事業費につきましては、国の教育支援センター等の設置推進事業委託金が当初の予定より増額となったことにより、引きこもり傾向の児童生徒に対する支援を行うためのボランティアの報償費を増額するものであります。

続きまして、50、51ページをお開きください。2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は362万8,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源の国庫支出金につ

きましては教育費国庫補助金の僻地児童生徒援助費補助金であります。右の説明欄をごらんください。1、事業名、大平東小学校運営費につきましては、学校用器具購入費を増額するものではありません。

次の2事業目及び3事業目の寺尾小スクールバス改修事業費及び寺尾小スクールバス購入事業費につきましては、当初藤岡地域統合保育園で使用していた送迎バスをスクールバスとして使用できるよう内装の改修を予定していましたが、車両構造の変更に多額の費用と納車までの期間がかかることから、スクールバスの改修を新車購入に変更するものであります。

続きまして、52、53ページをお開きください。3項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は100万円の増額であります。右の説明欄をごらんください。大平中学校運営費につきましては、体育館カーテン交換等工事費を増額するものであります。

なお、前のページの大平東小学校運営費及び大平中学校運営費につきましては、平成28年3月末日に大平東小と大平中に対しそれぞれ100万円ずつの教育寄附の受け入れがあり、平成28年度予算で対応できなかったため増額するものであります。

続きまして、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1,450万5,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。東陽中学校敷地拡張整備事業費につきましては、整備予定地を試掘調査したところ、遺構及び遺物が確認されたことから本調査が必要となったため、塚原遺跡発掘調査業務委託料を増額するものであります。

続きまして、54、55ページをお開きください。4項2目公民館費につきましてご説明いたします。補正額は371万7,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。大宮公民館管理運営費につきましては、大宮地区の今泉2丁目自治会公民館改修工事に伴う自治公民館建設費等補助金を増額するものであります。

次の皆川公民館管理運営費につきましては、皆川地区の三五自治会公民館新築工事に伴う自治公民館建設費等補助金を増額するものであります。

次に、4目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は988万8,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。所管関係部分は、上から2事業目、下野国庁跡管理運営費につきましては、下野国庁跡の管理運営を臨時職員から委託業務に切りかえるための管理業務委託料の増額と、臨時職員賃金の減額であります。

次に、5目文化会館費につきましてご説明いたします。補正額は443万9,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。文化会館施設整備事業費につきましては、大平文化会館施設整備工事費といたしまして屋上防水工事を増額するものであります。

続きまして、56、57ページをお開きください。5項3目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は3,704万6,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。学校給食事業費につきましては、4月の人事異動に伴い、直営の学校給食共同調理場に勤務する正規職員が1名減と

なったことから、臨時職員1名を採用したことによる臨時職員賃金を増額するものであります。

次の学校給食調理業務民間委託費につきましては、平成29年3月議会における調理業務民間委託の債務負担行為限度額の増額変更及び一般競争入札の結果等に伴う調理業務委託料を増額するものであります。

以上をもちまして所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉正弘君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 続きまして、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の24、25ページをお開きください。14款2項6目教育費国庫補助金185万円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。僻地児童生徒援助費補助金につきましては、寺尾小学校スクールバスの購入に対する国庫補助金であります。

続きまして、7目商工費国庫補助金68万4,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんいただきたいと思えます。訪日外国人旅行者受け入れ基盤整備緊急対策事業費補助金につきましては、先ほど歳出のところでご説明いたしました横山郷土館外国人旅行者受け入れ環境整備事業費に対する国庫補助金でございます。

続きまして、14款3項4目教育費委託金33万1,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんいただきたいと思えます。教育支援センター等の設置推進事業委託金につきましては、引きこもり傾向の児童生徒の学校復帰に向けた児童生徒及び保護者に対する効果的な支援を実施するための国委託金であります。

続きまして、15款2項4目農林水産業費県補助金1,064万円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。土地改良費補助金につきましては、栃木地域において実施される県単独農業農村整備事業に対する県補助金でございます。

続きまして、債務負担行為補正につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の6ページをお開きいただきたいと思えます。第3表債務負担行為補正（変更）の補正後の欄をごらんください。1項目め、平成29年度学校給食調理業務民間委託料（岩舟小・静和小）につきましては、限度額を966万円増額し、1億266万円に変更するものでございます。

次の平成29年度学校給食調理業務民間委託料（小野寺北小・小野寺南小）につきましては、限度額を276万6,000円増額し、2,876万6,000円に変更するものでございます。

次の平成29年度学校給食調理業務民間委託料（岩舟中）につきましては、限度額を1,013万4,000円増額し、4,213万4,000円に変更するものでございます。いずれの項目も学校給食調理業務民間委託の委託仕様書を見直したことにより、人件費等の増額が見込まれるため、限度額を変更するものでございます。

以上をもちまして、平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。なお、質疑に際しましては、ページ数もお知らせをいただきたいと思えます。

質疑ございますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 39ページ、右側の前原地区県営かんがい排水事業負担金なのですけれども、どんな仕事をするのか、この負担割を教えてください。

○委員長（千葉正弘君） 横尾農林整備課長。

○農林整備課長（横尾英雄君） お答え申し上げます。

今年度の事業内容についてであります。今年度は新川と赤津川の河川の改修及び旧機場の排水樋門の撤去、そのようなものを行っていく予定になってございます。

○委員長（千葉正弘君） 福富委員。

○委員（福富善明君） この負担割は、市のほうの負担割はどうなっていますか。

○委員長（千葉正弘君） 横尾課長。

○農林整備課長（横尾英雄君） 市の負担でございませけれども、事業費の25%となっております。

ただし、小山市にも若干の受益面積がありますので、25%のうち栃木市が99.86%、小山市が0.14%を負担するということになってございます。

○委員長（千葉正弘君） ほかにございますか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） お世話になります。41ページなのですが、森林山村多面的機能の発揮対策交付金ということで、市が15%負担するという話で、この内容をちょっと詳しく教えてください。

○委員長（千葉正弘君） 横尾課長。

○農林整備課長（横尾英雄君） お答えを申し上げます。

この森林多面的機能活動ですが、支援対象となった組織は、3年間の期間で行う事業になりますけれども、初年度にその活動を具現化するための現地の調査や話し合いにより、活動の計画をつくります。その策定された計画に基づきまして、地域環境の保全を目的として里山林景観を維持するための風倒木等の除去活動やモウソウチク等の侵入地区の伐採除去活動、また森林資源を利用して炭焼きとかシイタケの原木をつくる際、あるいは伝統工芸品の材料確保のための伐採、搬出の活動、そういうようなもの、あるいは子供たちに対する森林環境教育というようなもの、幾つかのタイプ

の中から活動組織が選んで活動するということになってございます。

○委員長（千葉正弘君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） これ、面積はどのくらいあるのかちょっと教えてください、全体的に。

○委員長（千葉正弘君） 横尾課長。

○農林整備課長（横尾英雄君） 先ほど申し上げました里山林保全については、今年度は4,755.20ヘクタール、地域環境保全タイプ、侵入地区の除去等の活動になりますけれども、それが161.50ヘクタールというような状況になってございます。

○委員長（千葉正弘君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ちょっと済みませんけれども、これは人数的に言うと、どのくらいの人たちが携わっているのか、何回くらい年間やるのか、ちょっと教えていただければ。

○委員長（千葉正弘君） 横尾課長。

○農林整備課長（横尾英雄君） 活動団体の人数までは把握してございませんけれども、先ほど申し上げましたように、市内で16の活動組織がございまして。活動組織をつくること自体は、3名以上であれば活動組織になるというふうなことになってございます。

○委員長（千葉正弘君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 49ページなのですが、適応指導教室運営事業費は今回補正予算をとって、今年度から始めるということではよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 島田課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 適応指導教室運営事業費として今回補正をさせていただきましたが、これは国の教育支援センター等の設置促進支援事業というのがございまして。この事業につきましては、昨年度からスタートしているものでございまして、今年度2年目になります。昨年度の実績から最初見越していたのが18万円だったのですが、県のほうからの指示というか、決定額がさらに33万1,000円増えて、合わせて51万円ぐらいの金額になったという状況でございまして。

○委員長（千葉正弘君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） そうしましたら、人数が多くて、県のほうからもっと補正予算が出たということの認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（千葉正弘君） 島田課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 県、国からの委託金関係につきましては、ほぼ昨年度と同じ金額になったということであります。ただ、当初見込みとしましては、今年度は予算が厳しいよということだったものですから、18万円ということで最初見込んでいたという状況であります。

○委員長（千葉正弘君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） その内容を、どのように指導しているのか。ボランティアの人数と内容と、あと場所と、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（千葉正弘君） 島田課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） この教育支援センター等の設置促進事業というのは、教育支援のためのセンター的機能を促進・充実するための事業でありまして、不登校児童の支援ということが中心になります。そして、そのセンター機能ということにつきましては、栃木地域にあるはばたき教室、そこをセンター機能というふうに考えております。そこで、不登校児童生徒が栃木市の場合には小中学校で162名、平成28年度実績であります。その中でも特に各学校が困難を要して、配慮が必要だと言っている子供が41名おります。そういった中から、特に家庭とのかかわりが必要な保護者及び子供等を対象にして支援をするという状況であります。

現在適応指導教室には5教室で14名の指導員がおりまして、そしてボランティアとして現在3名を用意しているところでありますが、さらに今回のこの国の委託事業が入りましたので、適応指導教室の指導員と、それからスクールソーシャルワーカーが家庭訪問といった間に補充する、行った間にボランティアとして指導してくださる人2名を新たに雇用しようというふうに考えております。1週2回、28週にわたって協力していただいて、ボランティアの人数は2名を考えております。

以上でございます。

○委員長（千葉正弘君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） ありがとうございます。今年度で2年目ということですが、昨年1年でそんな効果ということは余り期待はできないかなと思いますが、そのようなちょっと傾向というか、効果がありましたら教えていただければと思います。

○委員長（千葉正弘君） 島田課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 家庭的な支援が困難な家庭に入っております。そのためにスクールソーシャルワーカー等適応指導教室の指導員が一緒になって家庭訪問しているという状況で、子供と保護者に支援に当たっています。昨年度は4名の子供たちと保護者を支援してまいりました。スクールソーシャルワーカーが入っているような環境も改善していったことによって実際は非常にいい方向に向かって、適応指導教室に行けようになったとか、保健室登校まで行けるようになったとかという実績も上げられておりまして、今後とも継続して進めていきたいと考えております。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 55ページお願いいたします。文化財保護費、ここで下野国庁跡管理運営費ということで、トータルでは14万4,000円の減額となっております。臨時職員賃金が129万円減額、そして管理業務委託料として114万6,000円が追加になって、トータルで14万4,000円の減額と。これは臨時職員の方がおやめになって、その部分をほかの方に委託をするということで理解をよろしいのでしょうか。どういった方に委託をするのか、そこまでお答え願います。

○委員長（千葉正弘君） 大塚文化課長。

○文化課長（大塚治男君） お答え申し上げます。

今まで臨時職員でお願いしていた方が6月末でおやめになりまして、7月からは、今度シルバー人材センターのほうに委託をするような形になります。

以上でございます。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 6月からシルバーさんに委託をされるということによろしいのですか。

○委員長（千葉正弘君） 大塚課長。

○文化課長（大塚治男君） 7月から。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） シルバー人材センターに委託をされると、7月から。これで臨時職員さんの部分の仕事は全部賄えるということで理解してよろしいですか。

○委員長（千葉正弘君） 大塚課長。

○文化課長（大塚治男君） お答え申し上げます。

お願いしていることが施設の開館と閉館、また施設の清掃、また近く的环境整備等、また施設来場者に対する簡単なご説明ですか、そこら辺のところをお願いしていますので、シルバー人材センターに委託をしましても今までの業務内容是对応可能かというふうに考えております。

○委員長（千葉正弘君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解いたしました。

○委員長（千葉正弘君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 討論省略の声がありますので、省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認め、議案第59号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（千葉正弘君） なお、我々も休憩に入りたいと思います。

（午前 11 時 13 分）

○委員長（千葉正弘君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前 11 時 25 分）

◎陳情第 1 号の上程、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第10、陳情第 1 号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情を議題といたします。

初めに、請願（陳情）文書表を書記に朗読させます。

岩川書記、お願いいたします。

〔書記朗読〕

○委員長（千葉正弘君） これより審査に入ります。

なお、本件につきましては、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する各委員の賛否など自由にご討議をいただきたいと思います。

なお、事前の研究会において自由討議でご意見をお聞きするという事は事前にお伝えをしておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、全員から聞いていこうというふうに思っておりますので、順番をこっちからお願いしたいなということで、関口委員のほうからお願いいたします。

〔「委員長、マイク使ってもいいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） 使っていただいて、普通の会議のとおりで、ご起立してお願いいたします。

○委員（関口孫一郎君） 先日の我々産業教育の常任委員会で意見を陳情者からお伺いをいたしました。陳情者は高教組の役員の方でしたけれども、私この陳情に関しては基本的に不採択ということで、私の考え方を述べさせていただきます。

近年少子高齢化が顕著に進み、高校受験をする生徒の数も激減をしております。この前の研究会で私もお意見申し上げたのですが、その中で、要は定員に満たない高校で2次募集をしてくれという陳情でありましたけれども、やはり当然学校間の競争、当然県内にはその受け皿、県立高校ではない私立の高校等もございます。その中で競争性を発揮しながら、その高校の差別化ではないですけれども、特色を生かした学校づくりをしていただいて、入る、希望する子供たちを増やしていただければいいのかと。そういうことを考えますと、この県内においては2次募集をする必要はないと私自身思っておりますので、この陳情に関しては不採択とすべきであると思います。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

中島委員。

○委員（中島克則君） 私も結論からいきいますと、不採択というふうなことでお願いをしたいと思
います。

今関口委員からも得たとおり、今、日本全体が少子化というふうなことで、まだ子供の減少とい
うのも考えられます。そういった意味で、今現在の高校の数というのは、栃木県の高校の数とい
うのは、再編はしておりますけれども、まだまだそのように定数が満たないとか、いろいろな高校も
出ておまして、やはりまだこれからも県とすると再編を考えなくてはいけないなど。その前に定
員に満たないところに対して再募集をかけて、定員を満たそうというふうな陳情者からの陳情であ
りますけれども、その前に私は再編をしなくてはならないかなというのが私の、先だとそれは思
います。

それと、人口減少の歯どめにも高校というのが役立っているというふうなこともこの請願には書
いておりますけれども、私は高校というのは義務教育ではないことですし、やはり人口の住みやす
いというふうな地域を考える場合には、やはり小学、中学が近くにあるというのが私は強いものか
なと思いますので、この請願に関しては不採択でいきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

福富委員。

○委員（福富善明君） 私も不採択ということで考えております。

競争性というものが懸念されて、学力の低下、2次募集するというと、やはり合格した方よりも
低い点数の方が入学するというと、競争性がなくなるような懸念が起こります。

あと、もうちょっと学校編成というか、スポーツ、文化というものを、学校の特色を検討するも
のがあるものですから、私は不採択にさせていただきます。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

それでは、副委員長、坂東さん。

○副委員長（坂東一敏君） 私も今3人の議員が言ったとおり、不採択で思っています。

この間研究会でも言ったように、これが本当に子供たちのためになるのか。これから先のことを
考えて、これはいいものかと考えると、私は不採択ということにしています。よろしく願いま
す。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

それでは、梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 先日の研究会の中で皆さんのいろんな話を聞きました。私もいろいろ考えて

みると、2次募集をする必要はないのだろうということで、不採択にしたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

それでは、永田委員。

○委員（永田武志君） 皆さんそれぞれ意見を言っていただきましたけれども、まず栃木県。これは小中学校、高校に限らず、全国レベルから比較すると本当に低いレベルになっていますね。ですから、今皆さんが言ったように、再募集をかけるとなると、やっぱりその中身が私は低下すると思うのです、数字的に。だから、県立高校の定員割れを満たす前に、もっと各学校、特に毎年定員、定数割れをしている学校なり学科、再検討、再編するのが私は急務ではないかなと思います。そういうことで、私も皆さんと同様、この件に関しましては不採択の一人であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉正弘君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 結論から先に言いますと、私も不採択でお願いしたいと思っております。

今年度は定員に満たなかったということは大変心配するところでもございますが、単に再募集しただけでは、今置かれている環境、教育環境とかそういうことの改善にはならないのかなと。ほかの委員さんがおっしゃったように、もっと再編とかいろんな意味で改善していく必要があるのではないかなという意味で、不採択と考えております。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

それでは、全員の皆さんからご意見を聞かせていただきましたので、陳情第1号について採決をいたします。

ただいまから陳情第1号を採決いたします。

本陳情を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎陳情第3号の上程、採決

○委員長（千葉正弘君） 次に、日程第11、陳情第3号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情を議題といたします。

初めに、請願（陳情）文書表を書記に朗読をさせます。

岩川書記、お願いいたします。

〔書記朗読〕

○委員長（千葉正弘君） これより審査に入ります。

なお、本件につきましても、先ほど同様、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する各委員の賛否など自由にご討議をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また全員の皆さんにお聞きしたいというふうに思いますので、今度は古沢委員のほうからお聞きしていきたいと思います。

○委員（古沢ちい子君） 平成22年から行っていた制度が平成26年に経営所得安定対策に変わったということで、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面などさまざまな対応をし、整備を進めているところだと思います。国、県の方針を見ながら策定した農業ビジョンもございましてことから、将来に向けた農業政策策定に向けて経営所得安定対策に現状のところ期待したいと考えるところがございますので、私は不採択ということでお願いしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

それでは、永田委員、お願いします。

○委員（永田武志君） 私も結論からいきますと、現在の経営所得安定対策、これのさらなる改革に期待したいということで、不採択という考えでございます。

この経営所得安定と戸別補償、これを比較しますと、やはり現在の経営所得安定対策の政策のほうが、現時点だけを見ているのではなくて、近い将来、未来を見た、日本の農業を何とか足腰の強い農業にしようという世界的な、欧米的といえますか、農業の場合は、を見据えての政策であると思うのです。

また、この文書の中で、お米に関しまして1万5,000円だったものが、経営対策、平成26年から方針が変わって、政党もかわったわけですがけれども、7,500円に減額された。減額はされましたけれども、これはあくまでも米に対する交付金であって、現在の国としては、米だけでなく、麦、大豆、飼料用米、そういったものもあるのではないかと。要するに、一言で言えば農地の有効活用。それには特に飼料用米、それと米粉用米。これは今までは8万円だったのが、10アール当たり。650キロ以上反当たり生産する努力農家に関しましては、上限でありますけれども、10万5,000円あげますよということで、結果的にはこのようになりましたけれども、農業人としては、今まで従来の戸別補償であった8万円、それが上限で努力次第では10万5,000円までやるよといった方策、対策にいただいた結果、消毒もしない、追肥もしない怠け農家が、一生懸命最大限上限の10万5,000円を目指して頑張る、これが現状であります。そういった面で、やはり、長くなりましたが、所得安定対策、平成30年から見直しなり廃止なりもろもろございますけれども、やはりこちらに期待をしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） この制度については、民主党さんが政権をとって政策されたわけでありす

けれども、それによって農業、農村の予算というのは5,700億円あったものが半減してしまったというのが実情でありました。そっちで予算を持っていった。そうしますと、農業基盤整備事業とか土地改良区等の事業についてはほとんどの予算がとれなくて、仕事ができなかったというのが現状でありまして、私のところも3億円要求しましたけれども、2,000万円しか来なかったということもありました。今回の一般質問で質問させていただきましてけれども、市長が一生懸命頑張って全額とれるようになったということで説明がありましたけれども、そういったことも含めて、これからこの農業者戸別補償制度というものは、これは経営所得安定対策の方向へ行っていて、これからの農業、農村のさらなる向上というのですか、農業者にとっても、また地域にとってもそういった予算を使っていたきたいと、そういうことで反対のほうにいきたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉正弘君） 不採択の考えだということですね。わかりました。

次に、関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私も不採択の立場でお話をさせていただきたいと思います。

陳情者の方は、このままでは農家が潰れるということで陳情されたわけなのですが、この経営所得安定対策、1万5,000円が7,500円に来年度からなるよということなのですが、実は来年から米の生産数量の配分がなくなります。今までは国のほうで需要と供給を管理をしながら、要は主食米と飼料米、加工米、米粉米というわけで分けていました。そうすると、来年からこれが廃止されます。そうすると、この1万5,000円、7,500円は主食米に出ていた補助金でございます。そうすると、当然これがもとへ戻って、1万5,000円出るよという話になれば、農家は当然配分、割り当てがなくなれば、主食米を生産する方向に一気に加速をされると思います。そして、それこそ日本の稲作の崩壊で、米価はもっと下落をし、輸入米でいっぱいになってくるおそれがあると思います。そのために、この7,500円をなくすことによって、現在国で進めている飼料米、加工米、米粉米、戦略米、WCSといいますけれども、そういった生産量を確保することによって主食米の価格の安定を図るという方向に私は進んでいるのかなと思います。

また、先ほど梅澤委員が言ったように、土地改良に対する補助予算、これも最近増えてまいりました。また、多面的機能、水田の活用のための補助金、これも全国的に広がりを見せております。私もきょうの午後、小山市で行う多面的機能の説明会に参加してまいりますけれども、やはりそういった面からの国の政策に賛同し、今回の7,500円の補助金については不採択とすべきと考えております。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

次、中島委員、お願いします。

○委員（中島克則君） 私もこの請願に対しましては不採択というふうなことにさせていただきたいと思います。

毎年毎年米価というのは下落傾向であります。私の家も米穀商ということで、お米を消費者に直接売る末端の仕事に従事しているのですけれども、私が小さいころには1俵2万円先というふうな金額で玄米が取引されていた記憶を持っています。現在は1万円を切るとか、1万3,000円前後とか、かなりお米の価格も下がっているというふうなことでありますので、農家の厳しくなっているというのはわかりますが、やはり消費者ニーズというの、やはりおいしくて安いお米を食べたいというのが今の消費者のニーズではないかなと思います。

そうなりますと、自民党政権がやはり行ってきたのは、農家の足腰を強くしようということで、耕作面積の大規模化、農地の集約化ということで自民党政権は農業政策を進めてきたかなと私は考えております。それが民主党政権になったときに、この戸別補償制度というふうなことで、小さな農家でも大きな農家でも一律補償するというふうなことになったときにどういうふうなことが起きたかという、小さい農家はもうこれ以上はできないというふうなことで、集落営農のとかいろいろところに農地をお願いしてつくっていただいたというふうなことになりましたけれども、この戸別補償ができたために、貸していた土地をまたもう一回自分のところに返してもらって、自分のところでやり始めたというふうなことも聞いておりますので、今後はやはり競争力というふうなことを考えると、1件当たりの農家の耕作面積というのがやはり大きく大規模化していくというのが私は大前提かなと思います。そうしますと、この今回出された請願の戸別補償制度というふうなことになりますと、前みたいなような、民主党政権のときのようなことが起きかねないというふうなことも私は危惧しておりますので、この請願に関しては不採択というふうなことでお願いしたいと思います。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございます。

次に、福富委員、お願いします。

○委員（福富善明君） この文章を見ますと、私は賛成するようなところがあるのですけれども、戸別補償制度復活ということであるのですけれども、今後の日本の農業を見据えると、最近うちの裏でも井戸を更新するとか、農業整備が最近目立ってきました。その前は全然農業整備についてはありませんでした。そういったことで、今農業関係も幾らか動き出して、未来を見据えた農業政策が見られていると思いますので、農業安定所得政策というのを私は国のほうに期待したいと思うので、不採択にいたします。

○委員長（千葉正弘君） 坂東副委員長。

○副委員長（坂東一敏君） 私も不採択ということで。

今皆さんのほうの、私もはっきり言って農家のことはよく知らない部分が多々、多々あります。ただ、今言ったように、今議員の話を聞いていますと、やはりこの制度も大切ですが、今言った、これから農家を支える、後継者不足、またいろんな制度をつくって、違う意味の助成金の使い方、補助金の使い方、そういうものも一つ課題ではないかなと私は思うので、不採択ということでお願い

いたします。

○委員長（千葉正弘君） ありがとうございました。

それでは、全員の皆さんからお聞きをして、それぞれ、全員の皆さんが不採択というご意見だったというふうに思います。

それでは、陳情第3号について採決をいたします。

本陳情を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉正弘君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（千葉正弘君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

お世話さまでございました。

（午前11時53分）